

許可番号 第00757004313号

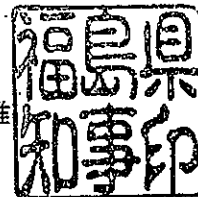
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏名 JFE環境株式会社
代表取締役 櫻井雅昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀 雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

平成30年 1月17日
平成31年 5月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬 (積替え及び保管行為を含まない。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①燃え殻 (特定有害産業廃棄物) ②汚泥 (特定有害産業廃棄物) ③廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物) ④廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物) ⑤廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物) ⑥ばいじん (特定有害産業廃棄物) ⑦廃石綿等⑧廃PCB等⑨PCB汚染物⑩PCB処理物
以上10種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成21年 6月 1日	
変更許可年月日	平成22年 3月12日	(廃石綿等の追加)
変更届出年月日	平成22年 4月 1日	(代表者の変更)
変更許可年月日	平成23年 5月26日	(廃アルカリの追加)
変更許可年月日	平成23年10月 4日	(廃酸の特定有害産業廃棄物の追加)
変更許可年月日	平成24年 4月18日	(廃酸の特定有害産業廃棄物の追加)
変更届出年月日	平成25年 4月 8日	(代表者の変更)
変更届出年月日	平成26年 4月 8日	(代表者の変更)
更新許可年月日	平成26年 6月 3日	(有効期間 平成26年6月1日～平成31年5月31日)
変更許可年月日	平成27年 1月23日	(廃PCB等及びPCB汚染物の追加)
変更許可年月日	平成28年 3月30日	(燃え殻、汚泥、廃油及びばいじんの追加並びに廃酸及び廃アルカリの特定有害産業廃棄物の項目追加)
変更許可年月日	平成30年 1月17日	(廃PCB等及びPCB汚染物の限定解除並びにPCB処理物の追加)

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

- ①燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上5項目
- ②汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上22項目
- ③廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上11項目
- ④廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上22項目
- ⑤廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上22項目
- ⑥ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上6項目

以上6種類

以下余白